

総務委員会行政視察概要

1 視察月日

平成29年5月17日（水）～5月18日（木）

2 視察先及び視察事項

・熊本市

日時 5月17日（水）

視察事項 （1）熊本市震災復興計画について
（2）働き方改革の取組について

・鹿児島市

日時 5月18日（木）

視察事項 （3）ビジネス・インキュベーションかごしまについて
（4）ソーホーかごしまについて

3 視察委員

（委員長）原典之、（副委員長）岩隈千尋、（委員）浅野文直、石田康博、野田雅之、後藤晶一、菅原進、吉岡俊祐、佐野仁昭、渡辺学、宗田裕之、織田勝久、松井孝至

4 視察概要

（1）熊本市震災復興計画について

説明者：熊本市政策局復興総室主幹

ア 復興計画の概要

本計画は、平成28年4月14日及び16日に発生した平成28年熊本地震からの復興・復旧に当たり、市民・地域・行政が自然災害の脅威についての認識を共有した上で、総力を挙げて早期の



復旧を目指し、新しい熊本市の実現に向けて歩みを進めていくための基本的な考え方を示すとともに、取り組むべき主要な施策や具体的な取組を体系的にまとめ、復旧・復興を着実に推進していくことを目的としている。

計画の対象期間は、「熊本市第7次総合計画」（平成28年度～平成35年度）の中間年度に当たる平成31年度までの4年間とし、当面の復興目標年度を期間

最終年度の平成31年度としているが、4年以上の中長期的な視点で取り組むべき課題も多いことから、復興については平成32年度以降も継続して取り組んでいくこととしている。

本計画では、基本方針を「市民力・地域力・行政力を結集し、安全・安心な熊本の再生と創造」とし、さらに復興重点プロジェクトとして①一人ひとりの暮らしを支えるプロジェクト、②市民の命を守る「熊本市民病院」再生プロジェクト、③くまもとのシンボル「熊本城」復旧プロジェクト、④新たな熊本の経済成長をけん引するプロジェクト、⑤震災の記憶を次世代へつなぐプロジェクトの5つを挙げている。

また、目標別施策では、「被災者の生活再建」、「協働によるまちづくり」、「防災・減災のまちづくり」、「くまもとの元気・活力の創出」、「都市圏全体の復興をけん引する取組」の推進の5つの目標に基づいた具体的な施策を設定している。

イ 復興計画策定のプロセス

熊本市では、熊本地震発生の翌月に「熊本市震災復興本部」（平成28年5月9日～平成28年9月20日、計5回開催）を設置し、「熊本市震災復興基本方針（案）」、「熊本市震災復興計画概要（案）」、「熊本市震災復興計画素案」、「熊本市震災復興計画（案）」等の中長期的な震災復興の方針を定めた。

また、「震災復興基本方針（案）」から「震災復興計画（案）」策定までの間に、市議会が設置した「熊本地震からの復旧・復興に関する調査特別委員会」（平成28年6月10日～平成29年3月8日、計8回開催）及び有識者による「熊本市震災復興検討委員会」（平成28年7月4日～平成28年11月2日、計6回開催）において、審議が行われるとともに、「熊本復興カフェ」（平成28年8月28日）及び「熊本市震災復興計画策定に係るパブリックコメント」（募集期間：平成28年8月19日～平成28年9月9日）による市民意見聴取・公募が実施された。

「熊本市震災復興計画」は、熊本地震発生前に策定した総合計画の前期基本計画に位置付けられることとなったため、市議会臨時会における基本計画の一部変更についての議決の後、震災から6か月後の平成28年10月に策定された。

ウ 復興計画と総合計画との関係

熊本市では、目指すまちの姿として「上質な生活都市」を基本構想に掲げた「熊本市第7次総合計画」（平成28年度～平成35年度）を平成28年3月に策定したが、策定直後に発生した熊本地震を受け、総合計画に復旧・復興の視点を取り入れた復興計画を策定し、総合計画の前期基本計画（平成28年度～平成31年度）の中核として位置付け、重点的に取り組むこととした。

基本計画に掲げる復興計画以外の施策等については、平成28年12月に策定した「熊本市第7次総合計画実施計画」（平成28年度～平成31年度）において、

復興計画の着実な推進を図るために、事業の実施時期・規模等を必要に応じて見直すこととしている。

エ 復興計画策定に係る市民の関わり

熊本地震の発生から震災復興計画策定までの期間における、市民参画の機会としては、①熊本地震における行政の対応の振り返りと、反省点の抽出・整理及び市民の要望を一旦、総括することを目的とした「熊本市震災復興座談会」（平成28年6月1日～6月22日、開催回数：地域代表者向け6回、各種団体代表向け8回）、②熊本地震の被害や被災経験を今後の復旧・復興に生かすために市ホームページで実施した「平成28年熊本地震に関するアンケート」（募集期間：平成28年6月20日～7月31日、回答数：1,198件）、③熊本地震で浮かび上がった行政の対応等、さまざまな課題を今後の復旧・復興や防災活動等の各取組に生かすために実施した「平成28年熊本地震における地域防災活動状況等アンケート調査」（募集期間：平成28年7月29日～8月12日、対象：校区自治協議会、町内自治会、自主防災クラブの各会長）、④熊本市震災復興計画の策定に当たり、多くの市民の意見を反映するために開催したワークショップ「熊本復興カフェ」（参加人数：高校生大学生の部89人、一般の部59人）及び⑤「熊本市震災復興計画策定に係るパブリックコメント」（募集期間：平成28年8月19日～平成28年9月9日、意見数：100件）がある。



オ 復興計画策定に係る議会の関わり

市議会においては、平成28年6月10日に「熊本地震からの復旧・復興に関する調査特別委員会」が設置され、第2回（6月17日）及び第3回（6月30日）の委員会では、「熊本地震の概況及び今日までの対応状況」として、災害状況及び対応状況、被災証明の申請・発行状況、避難者及び避難所の運営状況、支援物資の状況、住宅再建支援及び生活再建支援等について審議が行われた。

また、第4回（7月14日）及び第5回（8月12日）では、「復旧・復興に向けた動き」として、現状報告及び組織展開、地域防災計画、国への要望活動、震災復興基本方針及び震災復興計画素案について審議が行われ、続く第6回（平成28年9月26日）及び第7回（平成28年10月11日）では、「熊本市震災復

興計画の策定に向けて」として、震災復興計画（案）についての審議が行われた。

なお、特別委員会の活動は、第8回（平成29年3月8日）の「熊本市地域防災計画の改定」についての審議をもって終了している。

カ 今後の予定・課題等

熊本市では、今後の復旧・復興事業の実施に当たり、効率的な人員配置及び財源の確保を念頭に置いた、中長期的な視点からの行財政運営と持続可能な取組の推進が必要としており、また、市民・地域・行政がそれぞれ果たすべき責任と役割を分担した上で、互いに補完・連携しながら、復興計画の着実な推進に取り組んでいくとしている。そのための視点として①市民・地域と行政の協働による推進、②復興を円滑に進めるための行財政基盤の確立、③実施計画による復旧・復興事業の着実な推進の3点を挙げている。

キ 主な質疑内容等

（委員）地震による地下水源への影響について

（説明者）地震発生後、水道の汚濁や断水、また市内にある水前寺公園の池の水が枯渇するという現象が発生したため、水源への影響が懸念されたが、現在のところ水道は復旧し、水前寺公園の池の水位も戻ってきており、水源への特段の影響は確認されていない。

（委員）震災関連死の認定数について

（説明者）市内における詳細な数字は手元にないが、熊本地震の関連死の申請件数については、3桁であることは間違いない。（平成29年5月25日時点で熊本県、大分県で合わせて230人が災害関連死と認定されている。）
関連死については、災害弔慰金判定委員会等の審査により認定しているが、委員の弁護士や医師が多忙であることなどから、月に2回程度の開催となっており、1回当たりの認定数もそう多くはないことから、申請されている案件の判定に時間を要している。

（委員）被災家屋の解体・撤去等費用に係る対応の考え方について

（説明者）平成29年4月30日時点で、被災家屋の解体・撤去の受付件数は公費解体が1万543件、自費解体が3,202件で合計1万8,745件であり、着手件数は4,768件となっている。また、被災住宅の応急修理は受付件数2万2,138件に対し、完了件数が4,768件となっている。被災家屋の解体・撤去については、災害救助法に基づき、り災証明で半壊以上の被害と判定された家屋等については基本的に公費で対応する。公費による対応を待たずに自費で解体・撤去をした場合は、早い時期（熊本市の場合は平成28年6月21日まで）に解体業者と契約を行ったものについては自費解体費用の償還対象としている。被災住宅の応急修理について

も、災害救助法に基づき、一定の基準を満たしたものについては57万6,000円を上限として助成の対象となっている。

また、災害救助法に基づく給付以外の支援として、住家に一定以上の被害を受けた世帯に対して、市独自の要綱に基づき災害見舞金を支給している。

(委員) 公的支援の対象外となる一部損壊の住家に対する支援制度について

(説明者) 一部損壊の住家のうち、修理費用が100万円以上のもの、非課税世帯及びひとり親世帯については、新たに災害義援金の配分対象としており、市災害義援金配分委員会において決定した基準により、修理費用100万円以上の世帯に10万円、非課税世帯及びひとり親世帯に3万円を配分している。また、一部損壊家屋であっても、敷地被害により居住が困難な世帯に対しては、全壊又は大規模半壊扱いとなる制度を新たに創設して対応している。

(委員) 被災家屋の解体・撤去の着手率が35パーセント程度にとどまる理由について

(説明者) 県内の解体業者を中心に解体を依頼していることもあり、解体業者の確保が困難であることが理由として挙げられる。また、解体時に産業廃棄物の分別が必要となり、作業に時間を要している。解体時の廃棄物等の分別については、ボランティアや関係団体等の協力を得て、円滑な解体・撤去を進めていきたい。

(委員) ボランティアの受入れ状況について

(説明者) 被災直後の平成28年のゴールデンウィークなどは顕著であり、ボランティアの受付センターに何重にも列ができるほど多くの方に来ていただいた。連休明けから徐々に数が落ち着いてきたが、現在でも団体や個人の方がボランティアの窓口に来ていただき、家屋解体時の作業などに御協力をいただいている。

(委員) 市施設の被災状況と影響について

(説明者) 被災直後、本庁舎については、給排水管の損傷による漏水で1階部分が水浸しとなった。電気系統については、元々、地下2階にあった非常用自家発電設備を4階の中庭に移設していたことで被害を免れた。本庁舎以外の建物については、大きな被害はなかったと把握している。体育館や競技場、競輪場等のスポーツ施設



については、天井や観客席等に損壊が生じたため、現在も一部、使用を制限しているところがある。また、市の中心部にある文化ホールについては、天井の損壊により平成30年までは使用ができない状況となっており、利用者の影響と合わせて、財政面においても使用料等の歳入が確保できないといった影響がある。

また、他都市のケースであるが、県内の山鹿市では、平成26年に完成した庁舎が免震構造であったことから、ほとんど地震の揺れを感じることはなかったと聞いている。

(委員) 市議会議場の状況について

(説明者) 市議会議場については、地震の影響により一部損壊しており、現在も復旧はしていないため、平成29年3月定例会は予算決算委員会室で実施した。

(2) 働き方改革の取組について

説明者：熊本市総務局行政管理部人事課課長

ア 働き方改革の考え方

働き方改革に関するさまざまな取組の中で、勤務時間の適正化の観点から、時間外勤務の縮減に努めることで、ワークライフバランスの推進につなげることを目的とし、職員の意識改善に取り組んでいる。

イ 具体的な取組内容

熊本市では、以下のような時間外勤務縮減の取組を進めてきた。

- ・平成8年度 「ノー残業デイ」の設定

毎週水曜日、給与支給日及び期末・勤勉手当支給日に業務に支障がない限りにおいて全職員が一斉退庁する。

- ・平成17年度 「熊本市職員の時間外勤務の取り扱いに関する指針」の策定
時間外勤務をコストと認識し、職務を正規の勤務時間内に終えるという意識を徹底し、時間外勤務の縮減を推進するため管理職及び一般職員の責務と取り組むべき課題等を定める。

- ・平成19年度 「長時間労働解消を目的とした庁内放送」の開始

午後10時前、庁内放送にて退庁を促す。

- ・平成22年度 「新たな時間外勤務縮減対策」の実施

年間時間外勤務の上限720時間に応じた所属ごとの時間外勤務の枠配分の設定及び達成状況の通知、職員個別の時間外勤務枠配分の実施、サービス残業防止の徹底、所属長による時間外勤務状況の把握の徹底、臨時非常勤職員及び端末装置等の予算措置

- ・平成26年度 「勤務時間の繰上げ・繰下げ」の活用

通常の勤務時間外に対外的な会議やイベント等の業務が発生する場合に1日

の勤務時間帯の繰上げ・繰下げを行う。

- ・平成27年度 「長時間勤務職員への個別対応」の実施

長時間勤務職員、所属長へのヒアリングの実施。長時間労働の解消に向けた対応策を協議し、実施に努める。

- ・平成28年度 当初「時間外勤務縮減目標」の設定

各部署において目標時間を設定し、指定都市移行前のレベルを目指す。

- ・平成28年度 熊本地震発生後「業務継続計画に基づく、通常業務の縮小、休止・延期」を実施

各職場において既存事業の休止・廃止、実施方法等の見直しを行い、平成27年度比で10%の縮減を目指す。また、復旧・復興に当たる人員として300人の確保を目指す。さらに35%の時間外勤務縮減を目指す。

- ・平成29年2月 「労務管理及び庁舎管理」の徹底

以下のとおり時間外勤務の新ルール及び庁舎入退庁のルールを定め運用する。

1 勤務日（平日）

(1) 時間外勤務のルール

原則、午後5時15分から午後8時までとする。特別な事情が認められる場合は、午後10時までの延長を認めるが、事前に庁内共有フォルダ内の時間外勤務者リストへの入力をする。また、この場合も午後10時30分までには退庁することとし、当日の午後10時以降の時間外勤務延長は認めない。

(2) 本庁舎管理のルール

庁舎の開扉時間は午前8時から午後6時とする。この時間以外の入退庁は時間外出入口を利用し、職員証を提示するとともに入退庁名簿に記入する。緊急時又は特別の事情がある場合を除き、午後10時30分から翌午前7時までの職員の庁舎内への立ち入りを禁止する。

2 休日・週休日

(1) 時間外勤務のルール

原則、午前8時30分から午後5時15分までとする。特別な事情が認められる場合は、午前7時から、又は午後7時までの延長を認めるが、事前に庁内共有フォルダ内の時間外勤務者リストへの入力をする。また、この場合も午後7時30分までには退庁することとし、当日の午後7時以降の時間外勤務延長は認めない。

(2) 本庁舎管理のルール

本庁舎に入退庁する場合は時間外出入口を利用し、職員証を提示するとともに入退庁名簿に記入する。緊急時又は特別の事情がある場合を除き、午後7時30分から翌午前7時までの職員の庁舎内への立ち入りを禁止する。

3 留意事項

- (1) 交代制勤務職場は例外
- (2) 本庁舎以外の職場も上記に準ずる。
- (3) 市長事務部局においては、平日午後10時、休日・週休日午後7時以降も時間外勤務が必要な場合は、事前に担当部長に報告し、担当部長は総務局長に報告する。ただし、議会对応及び災害対応は除く。(時間外勤務者リストへの入力が必要)

ウ 取組の進捗状況・効果

熊本市では、平成24年4月1日の政令市移行に関連し、移行期の平成23年度は職員の一月平均時間外勤務が15.4時間、平成24年度は16.5時間と増加した。その後、時間外勤務縮減の取組を進めたことにより、平成25年度は15.



66時間、平成26年度は14.07時間と減少し、取組の効果が現れた。

平成27年度は、市の関連イベント等を多く実施したこともあり、14.58時間と前年度から微増している。

熊本地震が発生した平成28年度は、職員の一月平均時間外勤務が22.17時間となっており、このうちの大部分は災害対応関連の時間外勤務(12.68時間)である。通常業務に限った時間外勤務時間は9.49時間であったが、業務継続計画に基づき、全職員が通常業務に優先して災害対応業務に当たったことから、全庁的に職員の負担感は大きなものとなった。

平成28年10月に策定した「熊本市震災復興計画」に基づき、平成28年度から平成31年度までの4年間で復興・復旧のための重点的な取組を実施することから、人員及び時間の創出、経費の捻出を行うため、全部局において、業務継続計画に基づく事務事業の見直しを行った。見直しに当たり、前年度比で10%の縮減目標を設定し、結果として8.8%の事務事業縮減を達成した。さらに、事務事業の見直しにより、復興関連業務に当たる人員については300人近くを創出することができた。

時間外勤務については平成31年度までの4年間で、時間外勤務時間数を平成27年度比で35%削減することとし、各部署における目標時間数の設定や具体的な取組内容の検討を進めた。

また、平成28年12月に発生した庁舎火災の際に、福祉部門の職員一人が深夜3時に時間外勤務を行っていたことが問題となったことを受け、労務管理及び庁舎管理の徹底を行うこととした。具体的な取組としては、勤務時間を厳密にルール化し、勤務時間外における庁舎内への立ち入りを物理的に制限した。業務の終了時間を徹底することで、運用開始から約3か月で職員の意識が変化したことを感じている。また前年同月比で約40%の勤務時間数の縮減を達成し、さらに、時間外勤務時間数についても、前年度比で35.26%の縮減を達成した。

エ 今後の予定・課題等

熊本地震を契機として取組を進めてきた、事務事業の見直しや労務管理、庁舎管理の徹底により、時間外勤務時間の縮減には一定の効果が現れているが、この手法が本当に適切かどうかを検証することが必要と考えていることから、今後、時間外勤務時間が縮減した理由の分析や各部署における意見・課題の把握を進めていきたい。

また、熊本市では平成29年4月に「市役所の質的改革（これまでの行財政改革とは別の視点から、マンパワーを減らすことなく市役所の生産性を上げ、市民満足度を高めることで、現市長が掲げる「上質な生活都市」を実現するために「職員が自ら考え、自ら見直し、自ら行動する市役所」を目指すもの）」を推進するための「改革プロジェクト推進課」を新設しており、この質的改革と連動させる形で、働き方改革の取組についても、今後、具体的な方策等について検討を進めていきたい。

オ 主な質疑内容等

（委員）上司と部下のコミュニケーションについて

（説明者）職場内のコミュニケーションは非常に重要と考えており、例えば職員研修では全体研修からOJTへの切替や、また、風通しのよい職場環境を作るために、普段から職場の中で雑談を交わすことを管理職会議で提案するなどしている。

（委員）年次休暇の平均取得日数について

（説明者）正確な数字は手元がないが、12日程度だったと記憶している。傾向としては、例年、ほとんど横ばいで推移しており、政令市の平均並みとなっている。時間外勤務の縮減と年次休暇の取得の兼ね合いが非常に難しいところだと考えている。

（委員）業務の持ち帰りの事例について

（説明者）そのような事例については、今のところ、人事課の耳には入っていない。業務の持ち帰りやサービス残業等の事例の有無については、今後の検証の中で、職員に対する聞き取り調査等を行い把握していきたいと考えている。

（委員）組合との調整について

(説明者) 時間外勤務縮減の取組の推進に当たっては、組合側とも協議を重ねており、よりよい仕組みをつくるために、それぞれの立場から意見を出し合っている。また、時間外勤務縮減の取組の対象となる職場、対象とならない職場があるため、状況に応じて、各職場で組合側と協定書等を交わすなどして対応している。

(委員) 長時間労働解消に向けた目標値について

(説明者) 今年度における時間外勤務縮減の組織及び個人の目標値等は、現在、各職場で設定している最中であるが、労働基準法の特例で定める年間の上限720時間を超えるものはゼロとしていきたいと考えている。災害対応業務との兼ね合いから、確実にゼロにできるかどうか不明確な部分もあるが、その場合でも、復興計画の4年間の中で実現を目指していきたい。

(委員) 長時間労働となっている職員へのフォローについて

(説明者) 月100時間など、規定の労働時間を超えている職員については、健康管理上の面談の中で指導を行い、所属長に対しても残業を行わせないように指導しているが、最終的には所属長の判断に任せているのが現状である。将来的には、規定を超える時間外勤務ができない環境にしていかなければならないと考えており、全体の仕事量の見直しとマネジメントが課題である。

(委員) 質的改革の効果の計測について

(説明者) 熊本市においては、質的改革の取組をスタートしたばかりであり、効果の計測手法については、現時点では具体的なアイデアがないのが正直なところである。現在、担当部署において、全庁を対象に意見聴取を行っており、また、外部の有識者の意見を聞くことなども検討している。

(委員) 事務事業の見直しにおける基準の設定について

(説明者) 平成28年度に事務事業の見直しを実施した当初は、特に基準は設けずに、各職場に対して一律に10%削減を依頼した。その結果、区役所や福祉関係等の市民生活に密接に関わる部署については、10%の削減目標には届かなかった。

(委員) 業務量縮減に向けた具体的な事業廃止の取組事例について

(説明者) 事務事業の見直しに当たっては、各職場において個々の事業について判断していることから、具体的な事例としては現在、手元にはないが、基本的には事業を縮小する事例が多かったと認識している。完全に事業を廃止したのも数例あったが、事業廃止の場合は市民への影響が少なくないため、事前のアナウンス等、市民の理解を得るための対応が重要であると考えている。

(3) ビジネス・インキュベーションかごしまについて

(4) ソーホーかごしまについて

説明者：熊本市産業局産業振興部産業創出課係長

鹿児島市インキュベーション・マネージャー

※(3)及び(4)について一括して説明を受けた

ア 事業の目的・経緯

鹿児島市では、ベンチャービジネスの展開や新規創業の促進、中小企業の情報化促進を図るため、インキュベーション・マネージャーの配置や創業スキルに関するセミナー等を充実するなど、新規創業者等に対する支援として「鹿児島市新規創業者等育成支援事業」を実施している。



主な事業の経緯としては、以下のとおりである。

- ・平成13年4月 ソフトプラザかごしま（情報関連産業の育成支援施設）の供用開始
- ・平成16年12月ソーホーかごしま（SOHO事業者の育成支援施設）の供用開始
- ・平成18年5月 創業支援の専門家「インキュベーション・マネージャー（IM）」を配置
IM業務委託により入居支援、相談窓口対応を実施
- ・平成20年8月 IMを1人増員、ソーホーかごしま内に「創業支援ブース」を設置
- ・平成21年9月 創業支援ブースのレイアウトを変更（10区画→8区画）
ソーホーかごしま連絡会の設置（目的：入居者相互の連携及び親睦を図る）
- ・平成21年10月創業支援ブース使用期間の変更（6か月→1年）
- ・平成23年8月 IMを1人増員、勤務体制の見直し
- ・平成25年7月 委託方法・支援体制の見直し

ソフトプラザかごしま及びソーホーかごしま入居者の支援や新規創業者等の相談対応に加え、セミナー等（創業スキル養成講座、情報関連セミナー、販路開拓・マッチング）の企画・開催業務、ソーシャルビジネス事業者に対する支援業務を一括して委託し、事業を実施。

- ・平成26年3月 産業競争力強化法に基づく「鹿児島市創業支援事業計画」の認定
- ・平成28年12月「創業支援事業計画」の変更申請の認定（かごしま市商工会の特定創業支援事業への追加等）

イ 事業の概要

民間事業者へ委託し、次の事業を行う。

(1) インキュベーション・マネージャー（IM）の配置

（ソフトプラザかごしま、ソーホーかごしま各1人）

(2) IMの業務内容

- ① ソーホー（21室）、ソフトプラザ（24室）入居者及び創業支援ブース（8区画）の利用者に対する支援
 - ・ 経営・創業課題等に関する助言・指導（定期的な面談、ヒアリング）
 - ・ 入居者カルテの作成・管理（事業計画・実績、財務、技術力、経営課題、支援方針等）
 - ・ 支援方針に基づく各種支援（支援機関、支援制度、金融機関、マッチング支援）
 - ・ 入居者の交流支援
 - ・ 入居者選定に係る助言等
- ② 創業予定者・新規創業者等からの相談対応
- ③ 関係機関等とのネットワーク構築
- ④ 入居者と企業等とのマッチング機会の創出や受注機会の拡大
- ⑤ 入居者と卒業企業等との交流会の企画・運営

(3) セミナー等の企画・開催

- ① 創業スキル養成講座（基礎編）（全6回シリーズ×1）
- ② 創業スキル養成講座（実践編）（全5回シリーズ×1）
- ③ 女性起業応援セミナー（1回）
- ④ 事業継承セミナー（1回）
- ⑤ 未来起業家応援セミナー（学生向け起業セミナー）※平成29年度新規
- ⑥ セカンドステージ企業チャレンジセミナー（シニア向け起業セミナー）※平成29年度新規
- ⑦ 入居者向けの個別勉強会（3回）

ウ 事業予算（平成29年度）

- (1)新規創業者等育成支援事業（737万3,000円）
- (2)女性・学生・シニア企業チャレンジ支援事業（265万6,000円）
- (3)ソーシャルビジネス促進事業（40万5,000円）

エ 事業委託先等

- (1)委託先：鹿児島市相互信用金庫
- (2)契約方法：随意契約（平成25年度 プロポーザル方式で4社から選定）

オ 事業の実績及び効果等（平成28年度）

(1)セミナー等の開催状況

- ①IM相談体制：2人
- ②相談対応件数：1,147件
- ③創業セミナー（ビジネススキル養成講座）：基礎6回（参加数608人）、実践5回（参加数43人）
- ④女性起業応援セミナー：1回（参加数62人）
- ⑤事業継承セミナー：1回（参加数52人）

(2)入居者からの反応・評価

- ・取引先のネットワークで販路を紹介してもらえるようになり心強い
- ・資金調達や財政面での相談がしやすい
- ・組織力等を生かし相談対応が素早い など

カ ソーホーかごしま

(1)入居対象者

情報通信技術を活用して事業を行う方（中小企業の場合、創業10年未満・従業員5人未満）

(2)入居用施設等

- ・部屋数：21室
- ・面積：10.80㎡～21.49㎡
- ・賃料：1万6,000円～3万2,000円/月
- ※創業準備ブース（8ブース、1万円/月）

(3)入居条件等

- ・使用期間：3年（最長5年）※1年ごとに使用期間の更新
- ・要件：退去後も鹿児島市で事業継続するもの



- ・ 利用時間：年中無休・24時間対応

(4)入居状況

21室/21室(フードプロデュース、デザイン、WEB制作、アプリ制作、中古車販売等)

(5)施設の特徴

- ・ 好立地：市街地中心に位置し、高い利便性と充実した交通アクセス
- ・ 24時間稼働：インテリジェントビルとして多様な事業活動に対応
- ・ 低コスト：低廉な賃料で事業者の負担を軽減
- ・ サポート：インキュベーション・マネージャー等、専門家による幅広い支援
- ・ 充実した施設基盤：全室に光ブロードバンド回線を整備、商談コーナーや会議室などが利用可能

キ 施設の現地視察

※鹿児島市インキュベーション・マネージャーの案内により、ソーホーかごしまの施設内を視察するとともに、実際に入居している企業から話を聞いた。

ク 主な質疑内容等

(委員) 入居のメリットについて

(説明者) 入居企業にとっては、インキュベーション・マネージャーのサポートを受けることで、企業間ネットワークの拡大やマッチングにより、販路拡大や新たな商品開発の機会の創出といったメリットがある。



(委員) 金融機関との連携について

(説明者) 現時点では、銀行と直接連携するといった関係には至っておらず、その点を課題の一つとして捉えている。

(委員) 創業を目指す方の傾向について

(説明者) 基本的には県内の方が中心だが、最近では県外からの事例もある。例えば、配偶者が鹿児島出身の方で、県外で習得したスキルを活用して鹿児島で創業したいといった相談を受けており、その方とはメールでやり取りを行い、必要に応じて、関連する企業のネットワークから有用な情報を提供するなどしてサポートしている。

(委員) 企業後のフォローアップ及び定着率等の把握について

(説明者) 起業後にソーホーかごしまやソフトプラザかごしまに入居している方については、継続的にフォローアップを行っているが、創業支援セミナー等の参加者などについては、その後の創業の状況等は把握できていないのが現状である。しかし、セミナー参加時の名簿等により、例えばメディア等で新規オープン店や新規創業の情報を目にした際に、セミナー参加者であると確認できることなどはまれにある。

セミナー参加者の追跡把握等をどこまでやるのか、また、どの程度まで踏み込んでよいのかといったところは、今後の検討課題であると考えている。

(委員) アジア圏からの旅行者等が多い鹿児島市の特性を生かした支援等について

(説明者) 外国人旅行者に特化したマッチングについては、現在、特に実施はしていないが、入居企業の中には、外食産業向けの多言語メニュー制作やホームページ、パンフレット等の翻訳業務を手掛けている企業がある。また、素肌にラメなどでデコレーションを施す、ボディジュエリーの施術と記念撮影を組み合わせた事業を行う入居企業が、市内の城山観光ホテルとコラボし、上海の花嫁を対象にボディジュエリーとブライダル写真撮影の企画を実施した例もあり、今後、このような形でのビジネス・チャンスはさらに拡大していくものと感じている。